

(類似業種比準価額の計算における見積利益金額の具体的な計算方法)

[Q16] Q15 の見積利益金額は、具体的にどのように計算するのですか。

[A]

見積利益金額とは、特定非常災害の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった被災事業年度の所得金額を基として計算した利益金額の見積額をいい、具体的には、次のとおり計算します。

(1) 評価対象法人が相続税等の申告期限までに決算を了している場合

被災事業年度の所得金額を基として計算した利益金額が把握できるときには、その利益金額によります。

(2) 評価対象法人が相続税等の申告期限までに決算を了していない場合

合理的に見積もった被災事業年度の所得金額を基として計算した利益金額とします。この場合には、評価明細書に見積利益金額の計算過程の分かる書類を添付してください。

例えば、被災事業年度における法人税法第 72 条((仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等))第 1 項に規定する所得の金額又は欠損金額(以下「中間所得金額」といいます。)がある場合には、被災事業年度の所得金額を被災事業年度の前の事業年度における確定決算に基づく所得金額に、その事業年度における中間所得金額に対する被災事業年度における中間所得金額の割合を乗じて計算した金額とする方法等が考えられます。

これを算式で示すと、次のとおりとなります。

(算式)

$$\begin{array}{l} \text{被災事業年度の前の事業} \\ \text{年度における所得金額} \end{array} \times \frac{\text{被災事業年度の間所得金額}}{\text{被災事業年度の前の事業年度におけ} \\ \text{る中間所得金額}} \\ = \text{被災事業年度の所得金額}$$

【関係法令等】

法人税法第 72 条

災害個別通達 8

措置法通達 69 の 6 ・ 69 の 7 共 - 4

評価通達 183